

令和 7 年 6 月 1 0 日 招 集

令和 7 年第 2 回本市議会定例会追加議案

山形県村山市

付 議 事 件 目 次

- 1 議第37号 村山市議会議員及び村山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用
等の公営に関する条例の一部を改正する条例について…………… 3
- 2 議第38号 村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例
について…………… 4
- 3 議第39号 令和7年度村山市一般会計補正予算（第3号）…………… 別冊

以上別紙のとおり

令和7年6月25日 提 出

村山市長 志 布 隆 夫

議第37号

村山市議会議員及び村山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用
等の公営に関する条例の一部を改正する条例について

村山市議会議員及び村山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

村山市議会議員及び村山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用
等の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）

村山市議会議員及び村山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例(平成7年村山市条例第1号)の一部を次のように改正する。

第8条及び第9条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の村山市議会議員及び村山市長の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用する。

提案理由

公職選挙法施行令の一部改正に伴い、市議会議員及び市長の選挙における選挙運動用ビラ及びポスターの作成に係る公費負担の限度額を引き上げる改正を行うためこれを提案する。

議第38号

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例
について

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり
制定するものとする。

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例の一部を改正する条例
(案)

村山市特別職に属する者の給与等に関する条例(昭和32年村山市条例第23号)の一部
を次のように改正する。

別表第3中

「

選挙長・開票管理者	日額	10,800円
投票所の投票管理者	日額	12,800円
期日前投票所の投票管理者	日額	11,300円
投票所の投票立会人	日額	10,900円
期日前投票所の投票立会人	日額	9,600円
開票立会人・選挙立会人	日額	8,900円

を

」

「

選挙長・開票管理者	日額	12,200円
投票所の投票管理者	日額	14,500円
期日前投票所の投票管理者	日額	12,800円
投票所の投票立会人	日額	12,400円
期日前投票所の投票立会人	日額	10,900円
開票立会人・選挙立会人	日額	10,100円

に

」

改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正に伴い、選挙長等の報酬額を引き上げる改正を行うためこれを提案する。